

様式第 1 号（第 4 条関係）

NET119 緊急通報システム利用規約

鳥取県西部広域行政管理組合消防局（以下「西部消防局」という。）が提供する NET119 緊急通報システム（以下「NET119」という。）を利用される前に、当規約を必ずお読みいただき、すべての内容に同意された場合に限り、ご利用ください。

1 利用条件

- (1) 利用対象者は、以下のとおりとします。
 - ア 聴覚又は言語機能に障がいがあるなど、音声による 1 1 9 番通報が困難な方で、西部消防局が管轄する地域に在住している方。
 - イ その他、消防局長が特に必要があると認める方。
- (2) NET119 の利用には、事前に利用者登録が必要です。
 - ア 本サービスの利用申請は、原則として本人が行うものとします。
 - イ 本人が申請を行うことが困難な場合または利用者が未成年者の場合は、代理人による手続きを行うことができます。この場合、本人が署名した委任状（様式第 3 号）を添付してください。
- (3) 第三者が正規の利用者になりすましていたずら通報が行われ、正規の利用者がトラブルに巻き込まれることを回避するため、NET119 では厳格なセキュリティ対策を行っています。これに伴い、安全な通信ができない古い機種 of 携帯電話等では、NET119 が利用できない場合があります。
- (4) 利用に当たっては、GPS 機能を搭載し、インターネットに接続が可能な携帯電話、スマートフォン又はタブレット端末等が必要となります。
- (5) 西部消防局が通報を受信した場合でも、救急隊や消防隊が向かうべき場所が特定できないと対応が難しい場合がありますので、通報時は GPS 機能を ON に設定してください。

【重要】通報が必要な緊急時には、GPS 機能の設定を変更することが困難な場合があるため、常に ON にしておくことをお勧めします。
- (6) 迷惑メールフィルタリング等を利用の場合には、net119.speecan.jp ドメインからのメールを拒否しないよう設定してください。
- (7) 認証エラーなどが発生し、利用できない場合は、「問い合わせ先」に記載の連絡先までご連絡ください。
- (8) NET119 は、日本国内において日本語のみに対応しています。

2 利用者登録

- (1) 複数の携帯電話、スマートフォン又はタブレット端末等をご利用の場合は、1 台ご

とに登録が必要になります。

- (2) 利用登録に当たっては、通報を受けた西部消防局が迅速に対応するための情報として、次の情報の登録が必要になります。

ア 氏名（フリガナ）

イ 性別

ウ 生年月日

エ 住所

オ 携帯メールアドレス

カ 携帯電話番号

- (3) 通報時に詳細な通報場所を西部消防局に伝えることができなかった場合に、場所などを特定するための情報として、次の項目を登録することができます。いざという時に、西部消防局が通報者との連絡を確保する上で貴重な情報ですので、登録することをおすすめします。

ア 自宅電話番号

イ 自宅FAX番号

ウ よく行く場所（場所名、住所、メモ）

エ 緊急連絡先（氏名、関係、電話番号）

オ 既往歴

カ かかり付け医療機関

- (4) 通報時に何らかの理由で西部消防局から利用者に連絡が取れなくなってしまった際には、緊急連絡先に登録された方に居場所の問い合わせを行う場合があります。ご家族等、問い合わせにご対応いただける方を登録してください。

【重要】緊急連絡先を登録しようとする場合は、事前に緊急連絡先として登録される方から同意を得てください。

- (5) 以下の事由が発生した場合には、速やかに登録情報の変更、又は利用中止の手続きを行ってください。

ア 転居やメールアドレスの変更等、既登録情報に変更があった場合

イ 端末の機種変更を行った場合

ウ 利用を中止したい場合

3 個人情報の取り扱い

- (1) 登録された個人情報につきましては、NET119 を利用した緊急通報に係る業務の範囲内で使用し、目的外の使用はしません。

- (2) 西部消防局の管轄外からの通報が行われた場合、その場所を管轄する消防本部へ通報を転送します。その際、ご登録いただいた利用者情報も含めて管轄の消防本部へ転送することがあります。

- (3) 管轄する消防本部から搬送先医療機関へ登録情報を含む通報情報を提供することがあります。
- (4) 登録された個人情報は、NET119に関連する事務を担う各市町村担当課に提供することがあります。
- (5) NET119の運用事業者に変更がある場合には、変更後の事業者により事前登録情報の引き継ぎを行った後、従前の事業者からは登録されていた情報を抹消します。

4 通報時における注意点

- (1) 通報を行う際には、初めに「火事」、「救急」の別を選択し、続けて現在位置を「自宅」、「外出先」又は「よく行く場所」から選択してください。
- (2) 現在位置として「自宅」又は「よく行く場所」を選択した場合は、事前に登録した住所が消防本部に送られます。「外出先」を選択した場合は、GPS測位による現在地情報が消防本部に送られます。
【重要】 GPS測位結果が誤っている場合には、送信前に地図を操作して正しい現在位置に修正してください。
- (3) 現在位置の入力が完了すると、通報が消防本部に接続され、消防本部との間でチャットが開始されますので、詳しい状況を入力してください。
- (4) チャットに用いる言語は日本語とし、絵文字等は使用しないでください。
- (5) チャットが途中で切断された場合には、消防本部から登録されたメールアドレス宛に呼び返しを行います。ブラウザを閉じずに待つか、メールが受信できる状態にしてください。
- (6) 通報地点が不明な場合（取得した位置情報が大きくずれている場合等）は、別の手段での通報（第三者による通報等）を案内する場合があります。

5 利用料金

NET119は無料で利用いただけますが、インターネットの接続に必要な通信料は利用者の負担となります。

6 サービスが利用できない場合

インターネットを利用しているため、通信事業者又はプロバイダ事業者等の工事、メンテナンス、混雑及び通信電波状況等により利用できない場合があります。何らかの理由により利用できない場合には、NET119以外の手段によって119番通報を行ってください。

7 禁止事項

利用者は、NET119の利用に当たって、以下の行為又はそのおそれがある行為を行っ

てはならないものとします。以下の行為が認められた場合には、機能を制限する又は登録を抹消する等の措置をとらせていただく場合があります。

- (1) 公序良俗に反する行為。
- (2) 虚偽の情報を登録、投稿又は送受信する行為。
- (3) 西部消防局による NET119 の運営を妨害する行為。
- (4) NET119 を譲渡、貸与又は使用許諾する行為。
- (5) その他西部消防局又はシステム事業者が不適切と判断する行為。

8 免責事項

- (1) NET119 に関する情報が利用者もしくは第三者の権利を侵害し、又は当該権利侵害に起因して紛争が生じた場合であっても、その侵害及び紛争について、西部消防局は、何らの責任も負わないものとします。
- (2) 利用者の端末機環境又は通信環境等その他の理由によっては、NET119 が正常に利用できない場合がありますが、これにより利用者に生じた損害について、西部消防局は、何らの責任も負わないものとします。
- (3) NET119 を利用者の端末機に登録するに当たって利用者の端末機がコンピュータウイルス等に感染し、利用者に損害が生じた場合であっても、西部消防局は、何らの責任も負わないものとします。
- (4) 天災又は事変等の非常事態により NET119 が正常に利用できない場合、西部消防局は、何らの責任も負わないものとします。

9 その他

- (1) 「練習通報」機能を活用することで、実際に通報が必要になった際に備えて操作に慣れておくことができます。「練習通報」では、実際の通報と同様の操作での通報体験ができます。なお、西部消防局に接続されることはありませんので、ご心配なく活用してください。
- (2) 利用する携帯電話、スマートフォン及びタブレット端末等は、端末ロック等、第三者に容易に操作されないよう厳重に管理してください。
- (3) 登録時に提供する ID とパスワードは、個人を認識する情報になりますので他人には知らせないでください。

10 問い合わせ先

鳥取県西部広域行政管理組合消防局 指令課

電話番号：0859-35-1960

F A X：0859-35-1964

メールアドレス：shireika@tottori-seibukoiki.jp